

交渉参加国による TPP 交渉経緯

1. 2010 及び 2011 年の交渉経緯 (ワシントンモニター 2011/3/3 参照)

- ・ 今までに本年 2 月に行われたカンファゴ会議を含め 5 回の交渉が行われており、今年後は 4 回の交渉が予定されている。次回交渉は 3/28~4/2 の間シンガポールで行われる。
- ・ 昨年 3 月のメルボルン交渉では、TPP の「地域統合、共通ルール、競争、透明、発展を促進する高品質で広範囲な 21 世紀の自由貿易協定」との枠組みについて合意した。労働、環境、金融、知財権、貿易救済等の交渉グループが編成された他、他のアジア太平洋諸国への拡大についても話し合われた。
- ・ 米国では、酪農業者の業界がニュージーランドからの安価な酪農品輸入を警戒しており、同様の理由から、カナダは参加交渉入りしないことを決定した。また、下院の通商ワーキンググループは USTR に、ペルーとの FTA における労働者の権利や環境の保護規定の強化を求めたり、ベトナムやブルネイの労働者権利の保護が不十分と指摘した。
- ・ 昨年 6 月のサンフランシスコ交渉では、マーケットアクセスの交渉方法が最大の論点となり、米国・ベトナム・カンが 2 国間交渉により、国毎に異なった自由化スケジュールを望んだのに対し、豪州・ニュージーランド・シンガポールは、単独の統一された市場開放スケジュールを求めて既存 FTA のマーケットアクセス部分の再交渉を望み、合意には至らなかった。
- ・ 昨年 10 月のブルネイ交渉に先だって行われたペルー会議でも、マーケットアクセスの交渉方法については合意出来ず、その後、2 国間でも多国間でも好きな方法を選べることで合意した。また、サービス、投資、衛生・植物検疫ルール、貿易の技術的障壁、政府調達、知財保護に関する統一スケジュールについて合意した。ブルネイ会議以降、マレーシアが正式に交渉に参加することになった。
- ・ 昨年 12 月のオークランド会議に先立ち、ベトナムは完全参加国となり、カナダは酪農及び養鶏の自由化問題で依然参加の準備が整わないことが明らかになった。オークランド会議では、24 分野について交渉グループが編成され、2011 年 1 月に物品のマーケットアクセス提案を交換することで合意した。但し、米国は 2 国間交渉のため、ブルネイ・マレーシア・ニュージーランド・ベトナムにのみ提出。豪州は多国間交渉方式で全ての国に同じ関税撤廃を求めると推定されたが、これによって豪州は米国に FTA よりも大きな譲歩を求めるものと見られ、米国が多国間交渉に取り組むのを困難とする優れた交渉戦術と評価される。
- ・ 本年 2 月のカンファゴ会議では、改善提案リストのフォローアップを行うこと、サービス・投資・政府調達等議論を呼ぶ分野の提案交換で合意し、原産地規則のルール決定方式について相談した。各国は、それぞれの権利と義務を規定した協定案を提出し、それに関する議論が本会議の大半を占めた。規制・規格の共通化やサブライゼンを含めることで 2 国間の FTA と差別化することで合意した。
- ・ 下院歳入・貿易小委員会の議長である Brady 共和党議員が、大統領と USTR に対し TPP 交渉を本年 11 月迄に終了させるよう催促したのに対し、同委員会の Levin 民主党議員は USTR に対し、特に投資と農業については更なる協議が必要と主張した。
- ・ 3 月末に行われるシンガポール会議の目標は、全分野の協定案をテーブルに乗せることであったが、米国は既に、労働者の権利、環境保護、知財権保護については協定案の準備

は困難と述べている。規制・規格の共通化や競争法の協定案については進展している。

- ・ USTR は、11 月の期限までには、枠組み協定のみ合意出来るという可能性が高く、そのためにも今後 4 回の会議が重要と述べた。

2. シンガポール・ラウンド (ワシントンモニター 2011/4/14 参照)

- ・ 3 月末から 4 月初めに掛けてシンガポールで行われた TPP に関する 6 回目の交渉における進展の主たるものは以下のとおり。
- ・ 参加国が工業製品、衛生・植物検疫、技術障壁、環境問題等の条約案を提出し始めた。米国は、初めて FTA の構成要素となる、規制・規格の共通化に関する提案書を提出した。但し、米国は以前、労働者の権利、環境保護、知財権保護に関する協定案の準備は困難と述べており、全分野の協定案が出そろった訳ではない。また、公式交渉の前には、交渉を促進するため交渉国間で、サービス、投資、政府調達、原産地規則等に関する意見交換が行われた他、競争法、国際通商における中小企業支援、サブライゼーションの発展・進化等に関する米国の提案は前向きに受け止められた。
- ・ 次回の交渉は、6/20 にベトナムで行われる予定であるが、TPP が 11 月の APEC サミットまでに合意出来るかについては、不透明である。

3. TPP 交渉状況 (ワシントンモニター 2011/5/26 参照)

- ・ 6/20 のベトナムでの交渉に向けて交渉は回を重ねる毎に激しく、集中したものとなっており、多くの点で進展が見られるため、新たに交渉に参加する国（日本等）にとっては、自らの意向を反映することが更に困難になりつつある。
- ・ 5 月中旬にモントリオールで行われた、TPP 交渉参加 9 ヶ国の通商担当相会議では、次回交渉用に TPP に包含される全ての分野について各国の異なる立場を反映した協定案を統合する予定であり、相違は縮まりつつある。当初予定した本年 11 月迄に最終協定が成立する可能性は低い、大綱のようなものに合意する可能性はある。
- ・ 日本については、TPP 交渉への参加決定を延期したことにより、交渉内容に影響を与え得る能力は減退し、政府にとって参加推進が一層困難になるであろう。既に複数の議員が、USTR（通商代表）ロウ・カーク氏に対し、米国产のコメのマーケット・アクセス改善を除外した協定は支持しないと述べている。
- ・ 25 人以上の超党派の上院議員団は、知財権の強力な保護を織り込むよう要請するレターをオバマ大統領に送付した。彼らは米・韓 FTA における知財権保護を目標例として出し、如何なる国にも例外を認めない様求めている。
- ・ 上院院内総務 Reid 民主党議員は、国有企業や国策会社に対する強力な規制を織り込む様大統領に求めており、USTR ロウ・カーク氏は、最近の下院公聴会で、TPP 交渉が国有企業に対処しており、それらと競合するためには何が必要か理解していると述べた。